

平成24年度事務事業評価表（基本）

| | | | | | |
|-------|----------|------------|----|-----|----------|
| 事務事業名 | 不法投棄防止対策 | 重点評価 区分 | 重点 | 担当部 | 環境部 |
| | | | | 担当課 | リサイクル清掃課 |

基本情報

1 事務事業の概要

| | | | |
|---|---|------|------------------|
| 開始年度 | 平成12年度 | 根拠法令 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 性質区分 | 審査・許認可・指導・措置 | 実施形態 | 区単独（委託） |
| 対象者 | 区民 | | |
| 裁量区分 | あり | | |
| 実施内容 （事務事業の実施 内容、手段、過去の 改善実績等） | <p>【概要】 不法投棄の未然防止及び不法投棄物の早期発見・適正処理に資する各種不法投棄防止対策を講じることにより、区民の衛生的で安全な生活環境を維持する。</p> <p>【活動内容】 関係機関等と連携した防止対策を行うため、不法投棄対策連絡協議会等を設置。協力関係を確立している。 区職員による巡回及び、不法投棄防止協力員や郵便局職員からの通報体制の整備、夜間は民間警備会社に巡回を業務委託することにより、不法投棄の早期発見・未然防止に努めている。 不法投棄の多い集積所には、警告看板を設置、抑止効果により不法投棄の未然防止を図っている。 平成18年度からは、全国で一斉に実施している全国ごみ不法投棄監視ウィークの期間に夜間パトロールの増強を図ることと併せ、関係機関等への協力要請、区民へのPRを行い、不法投棄の未然防止を図っている。 平成24年度からは、区内に粗大ごみ持ち込みステーションを2か所設置し、粗大ごみを直接持ち込みする事により割安な料金で排出できる仕組みを構築し、粗大ごみの適正処理の環境整備を行っている。</p> | | |

2 施策及び事務事業意図

| | | |
|--------|----|---|
| 施策 | 名称 | ごみの適正処理 |
| | 意図 | 正しくごみの分別が行われ、ごみが適正に処理されている。 |
| 事務事業意図 | | 区民の衛生的で安全な生活環境を維持・向上するため、区民・関係機関と連携しながら、不法投棄されないまちづくりを行う。 |

実績情報

1 成果指標の達成状況

| 成果指標 | 指標の根拠 | 単位 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-----------------------------------|--|----|----|-------|-------|-------|
| 清掃事務所、公園管理課、道路補修課における不法投棄物の年間処理個数 | 各課・各事務所へ聞き取り調査(自動車+バイク+自転車+家電リサイクル品目+その他の合計) | 個 | 目標 | | 4,212 | 4,877 |
| | | | 実績 | 4,680 | 5,419 | 6,800 |
| | | | 目標 | | | |
| | | | 実績 | | | |

2 活動指標の達成状況

| 活動指標 | 指標の根拠 | 単位 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-------------------|-------------------|----|----|------|------|------|
| 夜間パトロールの1回あたり巡回地点 | リサイクル清掃課が指示している件数 | 箇所 | 目標 | 12 | 12 | 12 |
| | | | 実績 | 12 | 12 | 12 |
| 不法投棄防止協力員通報数 | 清掃事務所への通報数 | 件 | 目標 | 37 | 40 | 40 |
| | | | 実績 | 39 | 37 | 28 |
| | | | 目標 | | | |
| | | | 実績 | | | |
| | | | 目標 | | | |
| | | | 実績 | | | |

3 コスト内訳（決算）

| 項目 | | 単位 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 収入 | 特定財源 | | | | |
| | 国庫支出金 | 千円 | 0 | 0 | 0 |
| | 都道府県支出金 | 千円 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 千円 | 0 | 0 | 0 |
| 一般財源（a） | | 千円 | 7,315 | 7,298 | 6,940 |
| 支出 | 直接事業費（b） | 千円 | 4,075 | 4,058 | 3,740 |
| | 消耗品費 | 千円 | 0 | 6 | 114 |
| | 印刷製本費 | 千円 | 125 | 316 | 125 |
| | 通信運搬費 | 千円 | 0 | 1 | 1 |
| | 委託料 | 千円 | 3,950 | 3,735 | 3,500 |
| | | 千円 | | | |
| | | 千円 | | | |
| | | 千円 | | | |
| | | 千円 | | | |
| | 職員人件費（c） | 千円 | 3,240 | 3,240 | 3,200 |
| | 人件費 | 千円 | 3,240 | 3,240 | 3,200 |
| | | 人 | 0.40 | 0.40 | 0.40 |
| | 再雇用職員 | 千円 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 間接費（d） | 千円 | 0 | 0 | 0 |
| 調整額（e） | 千円 | 280 | 360 | 360 | |
| 減価償却費 | 千円 | 0 | 0 | 0 | |
| 金利 | 千円 | 0 | 0 | 0 | |
| 退職給与引当 | 千円 | 280 | 360 | 360 | |
| （控）コスト対象外 | 千円 | 0 | 0 | 0 | |
| トータルコスト（f） （b+c+d+e） | 千円 | 7,595 | 7,658 | 7,300 | |

4 単位あたりコスト

| 項目 | 単位 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-----------------|----|---------------|-------|-------|
| 単位の定義 | | 年間夜間パトロール巡回地点 | | |
| 実績数値（g） | 箇所 | 1,872 | 1,872 | 1,872 |
| 単位あたり区単コスト（a/g） | 円 | 3,908 | 3,899 | 3,707 |
| 単位あたりコスト（f/g） | 円 | 4,057 | 4,091 | 3,900 |

平成24年度事務事業評価表（重点評価）

| | | | |
|-------|----------|-----|----------|
| 事務事業名 | 不法投棄防止対策 | 担当部 | 環境部 |
| | | 担当課 | リサイクル清掃課 |

過年度の実績状況の評価と今後の方向性

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 実績状況の評価 | <p>過年度においては、不法投棄夜間パトロール・監視ウィークの実施・不法投棄防止協力員等の活動を行った。しかし、不法投棄物の大半を占める粗大ごみの排出数が増加傾向にある事と同調して、地上デジタル放送への移行による不用テレビの増加や、家電リサイクル法の施行による排出者の負担額増などの状況もあり、現在までの対策を講じてなお、不法投棄物の増加に追いつかず、処理件数も年々増加している状況にある。そのため、事業の軸足をこれまでの不法投棄物の早期発見・適正処理から、不法投棄の未然防止対策に改め、より戦略的な対策を打ち出していく必要がある。</p> | | |
| 今後の方向性 | 改善 | <p>まず関係機関との協力はもとより、不法投棄防止協力員の方に、地域の中で不法投棄の多い地点の情報を定期的に提供してもらうなど、地域の目を活用して情報収集を図る。それらの情報を反映し、「不法投棄重点取締地点」を選定して、夜間パトロールでの巡回を強化することで、不法投棄の早期発見・適正処理はもちろん、不法投棄防止の効果をもより向上させる。加えて、区民へのPRや集積所への警告看板の設置等、意識啓発も粘り強く行っていく。また、24年度からは新たに、不法投棄物の多数を占める粗大ごみについて、区内2ヶ所のステーションに直接持ち込む事ができる制度を設けており、不法投棄防止の効果が期待される。これらの対策と並行して、監視カメラの設置等、警察への告発も視野に入れた厳しい対応についても検討していく必要がある。</p> | |
| | 継続 | | |

「今後の方向性」に基づく取組内容

1 今後の成果指標の目標値

| 成果指標 | 指標の根拠・計算式など | 単位 | 区分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------|-------------|----|----|------|------|------|
| | | | 目標 | | | |
| | | | 目標 | | | |

2 今後の活動目標及び活動指標の目標値

| 活動目標 | 視点 | 活動指標 | 単位 | 区分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------|----|------|----|----|------|------|------|
| | | | | 目標 | | | |
| | | | | 目標 | | | |
| | | | | 目標 | | | |
| | | | | 目標 | | | |

葛飾区不法投棄防止協力員設置要綱

12葛環リ第888号
平成13年3月22日
区 長 決 裁

(目的)

第1条 区長と区が連携し、廃棄物の不法投棄の根絶と適正処理を進め、もって区民の快適な生活環境を確保するため、不法投棄防止協力員（以下「協力員」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 区長は、自治町会及び清掃協会の推薦に基づき、協力員を委嘱するものとする。

(人数)

第3条 協力員の人数は、300人とする。ただし、区長が認めたときは、この限りでない。

(委嘱内容)

第4条 協力員に委嘱する業務は、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄の防止活動
- (2) 不法投棄に関する情報の収集

(委嘱期間)

第5条 協力員の委嘱期間は、2年間とする。

(庶務)

第6条 協力員に関する庶務は、清掃事務所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協力員の設置に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付則（13葛環東第242号 平成14年3月28日 環境部長専決）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

葛飾区不法投棄対策庁内連絡会設置要綱

12葛環リ第244号

平成12年6月15日

区 長 決 裁

(目的)

第1条 葛飾区不法投棄対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）は、廃棄物の不法投棄に対する区としての迅速な対応及び未然の防止策を全庁的に協議することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄情報の収集及び確認に関すること。
- (2) 不法投棄に対する防止策の検討及び実施に関すること。
- (3) 不法投棄防止のPRに関すること。
- (4) その他不法投棄対策に関し必要な事項

(構成)

第3条 連絡会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて連絡会を招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、環境部リサイクル清掃課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って決定する。

付則

この要綱は、平成 12 年 6 月 15 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 13 年 4 月 2 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 18 年 4 月 27 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|-----|-----------|
| 委員長 | 環境部長 |
| 委員 | 政策経営部長 |
| | 地域振興部長 |
| | 都市整備部長 |
| | 政策企画課長 |
| | 地域振興課長 |
| | 環境課長 |
| | リサイクル清掃課長 |
| | 清掃事務所長 |
| | 道路補修課長 |
| | 公園課長 |
| | 生涯スポーツ課長 |

葛飾区不法投棄対策連絡協議会設置要綱

12年葛環リ第473号

平成12年9月13日

区長 決 裁

(設置)

第1条 不法投棄をなくするために必要な連絡及び協議を行い、区民、関係機関及び区が協力して快適な生活環境の確保に寄与するため、葛飾区不法投棄対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 不法投棄の防止に関すること。
- (2) 不法投棄物への対応に関すること。
- (3) その他連絡協議会が必要と認めた事項

(構成)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(会長等)

第4条 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 連絡協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡協議会の庶務は、環境部リサイクル清掃課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、平成 12 年 9 月 13 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 18 年 4 月 27 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 19 年 4 月 24 日から施行する。

別表（第3条関係）

会 長 副区長

副会長 環境部長

委員 1 区民団体

葛飾区自治町会連合会

葛飾清掃協力会

葛飾東清掃協力会

2 関係機関

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所

国土交通省関東地方整備局首都国道事務所

東京都環境局廃棄物対策部

東京都建設局第五建設事務所

葛飾警察署

亀有警察署

東日本旅客鉄道株式会社金町保線技術センター

東日本旅客鉄道株式会社新小岩保線技術センター

京成電鉄株式会社

北総鉄道株式会社

3 区

政策経営部長

地域振興部長

都市整備部長

不法投棄監視ウィークの実施について

1 概 要

環境省では、例年5月30日から6月5日までの期間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として、不法投棄撲滅のための監視や啓発活動等の全国一斉実施を呼びかけている。

葛飾区では、この期間に併せて区と関係機関等が連携し、集中的にパトロールや普及啓発活動等を実施することにより、不法投棄撲滅を目指す。

2 実施期間

平成24年5月30日（水）から平成24年6月5日（火）まで

3 内 容

(1) 不法投棄防止パトロールの強化

区職員が通常実施している、区道、区立公園、集積所等でのパトロールを強化する。

(2) 不法投棄防止夜間パトロールの強化

通常、不法投棄多発場所を中心に実施している、夜間パトロールを監視ウィーク中については毎日実施する。

(3) 関係機関への呼びかけ

河川敷や都道、鉄道高架下等の施設管理者である国土交通省、東京都、鉄道会社及び警察署に、各機関における不法投棄防止強化を呼びかける。

また不法投棄の情報提供に関する覚書を締結している葛飾郵便局、葛飾新宿郵便局にも、協力を呼びかける。

(4) 広報紙・ホームページ等による普及啓発

広報かつしか（5月25日号）や葛飾区ホームページなどを活用して、広く団体・企業を含む区民の理解と参加を得るよう努める。

(5) 清掃車を活用したPR

清掃車の車体に不法投棄撲滅PR用マグネットシールを貼付し、区民への周知を図る。